一時保護改革に向けた取組みついて

資料３

〇　国の策定要領においては、平成30年7月6日に国から示された「一時保護ガイドライン」を踏まえた見直し項目や見直し時期、一時保護所の必要定員数、一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親等・児童福祉施設等における確保数及び一時保護に関わる職員の育成方法等について、計画への記載が求められている。

〇　「一時保護ガイドライン」は、一時保護に関して指摘されている問題解決に向け、自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることを目的として示されたものであり、「①緊急保護の在り方、一時保護の環境及び体制整備等」「②子どもの権利擁護」「③教育・学習支援」「④ケア・アセスメントの体制整備」など、幅広い論点から現状と課題を整理する必要がある。

〇　大阪府では、このような状況を踏まえ、一時保護機能拡充に向けた検討を行い、以下の通り、「大阪府の現在の取組み」と「今後必要とされる取組み」を整理した。

①緊急保護の在り方、一時保護の環境及び体制整備等

子どもの自由な外出を制限する環境で保護する期間は、必要最小限とするほか、当該環境での保護の継続が必要な場合は、子どもや保護者等の状況に応じ、その必要性を2週間以内など定期的に検討する。【ガイドラインP４～５】

必要な一時保護に対応できる定員を設定し、地域の実情に合わせて、委託一時保護の活用等も含め、一人一人の子どもの状況に応じた対応ができるよう、一時保護の環境整備や体制整備を図る。この際、里親家庭、一時保護専用施設などで、可能な場合には、子どもの外出や通学ができるような配慮を行えるようにする。【ガイドラインP９～１０】

**大阪府の現在の取組み**

・大阪府では、ガイドラインに先駆けて、既に一定のルール（一時保護所でのアセスメントが終了すれば、より開放的で自由度の高い一時保護先に移行する）を設け、速やかにケースワークを行うよう努めているところ。

・しかしながら、一時保護数は平成27年度に増加して以後、ほぼ横ばいで推移しており、一時保護できる限界点に達している。また、警察からの身柄付通告児童は年々増加しており、増加するニーズに対して、十分に役割を果たし切れていないと考えられる（特に中卒以上（16歳～）の保護数が著しく増加。）。

・また、一時保護所が恒常的に満床に近く、年齢や性別によっては受け入れられない状況があり、児童福祉司は一時保護（委託）先を探すことや重なる緊急保護の対応に追われ、丁寧なアセスメントやケースワークへの取り組みが十分にできない状況。

・閉鎖的な一時保護環境で過ごす期間の短縮に努めているが、より開放的で自由度の高い一時保護先を確保できないために、閉鎖的な一時保護所から移行できないことも少なくない。

**今後必要とされる取組み**

・ガイドラインで述べられているように、様々な子どものニーズに合わせて適切な一時保護ができるよう、様々な一時保護の場を整備する必要がある。

＜保護者等のニーズによる保護、リスクアセスメントの結果、リスクの低いケース＞

⇒　養育里親（はぐくみホーム）の活用拡充

⇒　市町村ショートステイ事業の拡充

* 保護中も地域の原籍校に通学できる可能性が広がる。

＜一定の閉鎖的環境（シェルター機能）が必要なケース＞

⇒　児童養護施設における一時保護専用施設の整備

* 2018年4月より府内１施設が運営
* 児童養護施設の中に、所内一時保護所に準ずるシェルター機能・アセスメント機能を有する一時保護専用ゾーンを整備する必要性がある（通学可能な児童の通学を保証するために、各地域に設置が望まれる）。

　　⇒　増加傾向にある一時保護が必要な高年齢児への対応策（民間施設での一時保護委託が困難である）の検討が必要。

②子どもの権利擁護

一時保護中の子どもの意見表明や相談体制、不服申立て等の権利擁護のための仕組みに関すること、外出・通信・面会・行動等を制限する場合の留意事項、被措置児童等虐待の防止等について記載【ガイドラインP６～８】

**大阪府の現在の取組み**

・大阪府の一時保護所では、一時保護児童の権利擁護のため、従来より以下のような取り組みに力を入れて実施しているところ。

✔権利ノート

入所時に、一時保護所でどのような生活をするのか、他の児童や職員から暴力など権利侵害を受けたときどうすればよいか、などをわかりやすく書いた「権利ノート」を使って説明している。また、児童の発達に合わせた説明ができるように、幼児用の絵カード版、小学校低学年用、小学校高学年以上用を作成している。

✔生活アンケート

衣食住など生活全般について、また職員との関係や他児との関係等についてのアンケートを定期的に実施し、児童の意見や感じていることを把握するとともに、アンケート後に、職員と個別に面談する時間を確保している。

✔意見箱

職員に直接言いにくいことでも、職員に見られずに紙に書いて一時保護所管理職宛て・大阪府庁宛てに出せる意見箱を設置。

✔日課における権利擁護説明

日課プログラムの中で、定期的に権利擁護についての時間（権利ノートや意見箱の説明含む）を設定している。

✔職員自己チェック

一時保護所職員が、自身が日々行っている支援について、児童の権利擁護の視点から振り返るチェックリストを定期的に実施している。各人の振り返りと共に、全体の集計も行い、強化すべき点を共有して取組んでいる。

**今後必要とされる取組み**

・これまでの一時保護所内部の取組みにとどまらず、外部の目を積極的に入れていくことで、より良い権利擁護の取組みを図る。

✔組織的自己点検の実施

職員自己チェックだけでなく、一時保護第三者評価項目（案）や先行して取組む自治体の第三者評価項目等を参考に、大阪府独自の評価項目を作成して、組織的に自己評価に取組む。

✔子どもの権利擁護に関する第三者機関による視察や子どもの意見聴取

被措置児童等虐待援助専門部会の委員など、子どもの権利擁護に関する第三者機関が、一時保護を行う場所の視察や子どもの意見聴取を行う取組みを検討。また、権利保障の仕組みの検討に当たっては、児童相談所の弁護士等も含めて検討する。

✔第三者評価の導入

大阪府独自の評価項目に基づき、自己評価を行い、今後、第三者による評価についても検討する必要がある。

・上記職員自己評価に加え、外部評価の実施も検討する。

③教育・学習支援

子どもの状況や特性、学力に配慮した支援を行うことが必要であり、在籍校と緊密な連携を図り、どのような学習を展開することが有効か協議するとともに、取組むべき学習内容や教材などを送付してもらうなど、創意工夫した学習を展開する必要がある。このほか、職員派遣や教材提供などについて、都道府県又は市町村の教育委員会等と連携し、一時保護所にいる子どもの学習支援が実施できる体制を図る【ガイドラインP２６～２７】

**大阪府の現在の取組み**

✔学力に応じた教材の充**実**

小・中学校の各学年に準拠した学習プリントを充実させ、各児童の学力に合わせて実施する。

✔教員免許所持職員による学習支援

学習の時間は、教員資格を所持する学習支援員が主となり指導を行う。

✔原籍校との連携

平成27年7月３１日付け、２７文科初第335号の通知において児童生徒の学習状況の評価等についても関係機関が連携して適切な対応を進めるようにとされており、それに基づき原籍校に対し出席に関しての取り扱いについて学校側に検討していただいたり、原籍校で使用している教材の提供を依頼するなど、連携している。

また、本年度より配置された府教育庁高等学校課兼務職員の協力を得て、府教育庁が使用している学習教材を一時保護所においても活用できるように整備し、学習環境等の充実に向けて取り組んでいる。

**今後必要とされる取組み**

✔通学の保障

子どもの学習権の保障のため、保護者からの安全の確保を必要としないような地域での保護が可能なケースについては、できる限り原籍校への通学が可能になるよう、より地域に近い児童養護施設や里親へ一時保護委託を行うとともに、一時保護所に（一時保護機能強化事業を活用して）一時保護委託付添協力員を配置し、子どもの学校の登下校への付添を行う。

✔一時保護所内の教育環境の充実

一時保護所内での教育の充実のため、教員体制や、原籍校とのより有効な連携等についても検討し、子どもの学習権を保障していくことが望ましい。

④ケア・アセスメントの体制整備

一時保護のケアは専門性を必要とするものである。（中略）分離・喪失体験への反応の理解、心的外傷の反応の理解、アタッチメント問題の理解、学習した不適切な認知や行動パターンの理解、それまでに子どもを支えてきた資源の理解等を踏まえて、子どもの抱えた課題と強みを総合的にアセスメントしていく能力が求められる。大人を信頼しない子どもとの関わりはケアを提供する側の無力感や怒りを生み出すことも少なくないが、そうした心理や反応を意識しておかないと、子どもの権利を侵害する危険に陥ることを十分認識しなければならない。【ガイドラインP３０】

**大阪府の現在の取り組み**

✔一時保護所職員の専門性向上の取り組み

一時保護所業務について、研修、引き継ぎ、ＯＪＴなどで業務に必要な知識を獲得できるよう努めている。

**今後必要とされる取り組み**

・交代勤務で全員が漏れなく研修を受ける機会を作ることが難しい中、職員研修の内容は、実務上必要な最低限の内容に絞らざるを得ない状況にある。しかし、一時保護所に入所してくる児童は、被虐待の影響や発達障がいなどを背景に抱えていることが多く、職員は専門的な知識・理解を持って日々の生活支援を行う必要がある。

✔勤務態勢上も可能な形で、一時保護所職員が必要な専門知識を獲得できる研修プログラムを構築

「発達」「障がい」「アタッチメント」「トラウマ」「権利擁護」「非暴力対応」等、一時保護所職員が児童について専門的視点を持ってケアとアセスメントが行えるよう、必要な知識を獲得できる研修プログラムと体制を構築する。（詳細別紙）